

# 農業委員会からのお知らせ

☎ 農業委員会事務局 ☎62-9234

## ●農業委員の地区推薦・公募を求めます

令和4年は農業委員の改選の年です。農業委員の選出方法は、以前の公職選挙法に基づく選挙から、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更となっています。

任命にあたって、農業委員の定員14人を「地区からの推薦」11人（別表1）と「町内全域からの推薦および募集」3人（別表2）に分け、推薦および募集を求めます。

「地区からの推薦」は、区・集落組合の代表者から推薦されるもので、「町内全域からの推薦および募集」は、町内全域から公募するものです。

## ○認定農業者を過半数に、利害関係者以外の登用

法律の改正により、農業委員の過半数は、認定農業者であることが必要となりました。

また、農業委員会の仕事に関し、利害関係を有しない者が含まれていなければなりません。

※利害関係を有しない者

…農地を所有していない方、農業者でない方、農業委員会の業務に関係がない学識経験者等

## ○女性や青年の登用促進

農業委員の年齢、性別等に著しいかたよりが生じないように配慮することが求められています。このため、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが必要となります。

## 【地区からの推薦】(別表1)

地区名	区・集落組合	農業委員の定員 (内認定農業者)
本郷	立沢、乙事、広原	3人(2人以上)
落合	上蔦木、下蔦木、烏帽子、神代、平岡、机、瀬沢、先能、富里、富士見台、瀬沢新田、桜ヶ丘	3人(2人以上)
境	小六、高森、信濃境、池袋、田端、先達、葛窪	2人(2人)
富士見	御射山神戸、栗生、富原、南原山、若宮、木之間、塚平、大平、松目、原の茶屋、富士見ヶ丘、富士見、とちの木、花場、休戸、横吹、富ヶ丘	3人(2人以上)

各区・集落組合の代表者は、以下の要件に見合う方を推薦してください。

【推薦要件】 町内在住で農業に関する識見を有し、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務など、農業委員会の事務に関する事項を適切に行うことができる方

【推薦定員】 11名

【推薦期間】 1月7日(金)～2月3日(木)

【提出先】 農業委員会事務局(役場2階⑬番窓口)

## 農業委員・推進委員の主な活動

- ◆地域の世話役として、農地の売買・貸借・後継者などの相談に応じます。
- ◆農地の利用状況の調査と利用意向調査、無断転用の防止などに取り組みます。
- ◆農地等の利用の最適化(担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進に取り組みます。

## 【町内全域からの推薦および募集】(別表2)

区 分	農業委員の定員
農業者の組織する団体、その他の関係者	3人
農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者	

農業委員として推薦したい人がいる方、農業委員として応募したい方は、「農業委員推薦届」または、「農業委員応募届」を農業委員会事務局まで提出してください。

【募集要件】 町内在住で農業に関する識見を有し、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務など、農業委員会の事務に関する事項を適切に行うことができる方

【募集定員】 3名（利害関係を有しない者を含む）

【募集期間】 1月7日（金）～2月3日（木）

【提出先】 農業委員会事務局（役場2階⑬番窓口）

### ●農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員と同じく、令和4年は農地最適化推進委員の改選の年です。農業委員会は、担当する区域を定め、農地の利用状況や利用意向調査、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止など「農地等の利用の最適化」のための活動を行う推進委員を委嘱しています。

#### ○推進委員の募集について

町内在住で、「農地等の利用の最適化」の推進に熱意と識見を有する者を募集します。

推進委員として推薦したい人がいる方、推進委員として応募したい方は、「推進委員推薦届」または、「推進委員応募届」を農業委員会事務局まで提出してください。

【担当区域】 本郷地区：1人、落合地区：1人、境地区：1人、富士見地区：1人

【募集定員】 4名

【募集期間】 1月7日（金）～2月3日（木）

【提出先】 農業委員会事務局（役場2階⑬番窓口）

※各推薦届・応募届は、町ホームページ（<https://www.town.fujimi.lg.jp/>）からダウンロードするか、農業委員会事務局窓口でお受け取りください。

※農業委員、推進委員ともに定員を超えた場合には、選考を行います。

※推薦・応募資格など詳しくは、事務局までお問い合わせください。

## 令和4年度 市民農園の利用者を募集します

☎ 農業委員会事務局 ☎ 62-9234

野菜を自分自身の手で一から育てる喜びを味わってみませんか？  
どうぞ、ふるってご応募ください。



【農園場所】 ふれあい農園（瀬沢新田）

【貸付期間】 1年契約 令和4年4月1日から開始予定

【利用料】 1区画（50㎡）当たり 5,000円〔年間〕

【資格要件】 住所要件は問いませんが、通園および管理が可能な方に限ります。

お一人2区画まで利用が可能です。

※町が貸付をする農地は、町が定めた農園内の土地に限ります。

※応募者数によっては、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

自然との触れ合いを体験したい方  
家庭菜園をやりたい方  
農地をお持ちでない方